

進級・卒業に関する規程（単位制学科）

（趣旨）

第1条 この規程は、進級および卒業に関し必要な事項を定める。

（進級認定）

第2条 進級の要件は、以下の各号すべてに該当する者とする。

- （1）当該学年に1年以上在学している者
- （2）当該学年所定の科目から31単位を修得している者

2. 進級の認定は、前項および学業状況を含め、進級判定会議による協議を経て校長が行う。

（卒業認定）

第3条 卒業の要件は、以下の各号すべてに該当する者とする。

- （1）当該学科の修業年限以上在学している者
- （2）必修科目と選択科目から次の各号に定める単位を修得している者

イ 1年課程31単位

ロ 2年課程62単位

ハ 3年課程93単位

- （3）学則に定める必修科目の単位を修得した者

2. 卒業の認定は、前項および学業状況を含め、卒業判定会議による協議を経て校長が行う。

（留年）

第4条 進級および卒業の認定をされない者は、原学年に留まらなくてはならない。この場合、第2条および第3条に定める認定要件を満たすよう再履修するものとする。

2. 留年した者が、以後に在学した学期終了時に卒業要件を満たした場合は、卒業とする。

3. 学則および学生に関する規程については、留年後に在籍する年次の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。

附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2026年4月1日より施行する。

進級・卒業に関する規程（単位制以外学科）

（趣旨）

第1条 この規程は、進級および卒業に関し必要な事項を定める。

（進級認定）

第2条 進級は、以下の各号すべてに該当する者で、校長が認めた者とする。

- （1）当該学年に1年以上在学している者
 - （2）学則に定める当該学年所定の全ての科目に対し履修認定を受けている者
 - （3）学年の出席率が90%以上である者
2. 前項に該当しない者は、進級判定会議により判定を行う。

（卒業認定）

第3条 卒業は、以下の各号すべてに該当する者で、校長が認めた者とする。

- （1）当該学科の修業年限以上在学している者
 - （2）学則に定める当該学科所定の全ての科目に対し履修認定を受けている者
 - （3）卒業基準検定を取得している者
 - （4）学年の出席率が90%以上である者
2. 前項に該当しない者は、卒業判定会議により判定を行う。

（留年）

第4条 進級および卒業の認定をされない者は、原学年に留まらなくてはならない。この場合、原学年において修得した単位はすべて無効となり、原学年の課程を再履修するものとする。

2. 学則および学生に関する規程については、留年後に在籍する年次の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。

附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日より施行する。